

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る 対策に関する基本法（循環器病対策基本法）概要

趣旨

平成30年12月14日公布、令和元年12月1日施行

脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資する。

概要

I 基本理念

- 循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めること
- 循環器病患者等に対する保健、医療(リハビリテーションを含む)、福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること
- 循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにすること

II 法制上の措置

- 政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

III 循環器病対策推進基本計画の策定等

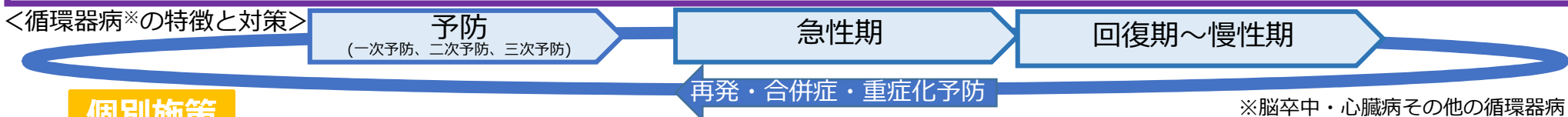
- 政府は「循環器病対策推進協議会」を設置し「循環器病対策推進基本計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行う。都道府県は「都道府県循環器病対策推進協議会」を設置するよう努め、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行うよう努める。 など

IV 基本的施策

- ①循環器病の予防等の推進、②循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、③医療機関の整備、④循環器病患者等の生活の質の維持向上、⑤保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備、⑥保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成、⑦情報の収集提供体制の整備、⑧研究の促進 など

循環器病対策推進基本計画 概要

全体目標 「1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」「2. 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実」「3. 循環器病の研究推進」に取り組むことにより、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。
(3年間：2020年度～2022年度)



個別施策

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 ▶ 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組み構築

1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

○ 循環器病の発症予防及び重症化予防、子どもの頃から国民への循環器病に関する知識(予防や発症早期の対応等)の普及啓発

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進② 救急搬送体制の整備③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援⑤ リハビリテーション等の取組⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援⑦ 循環器病の緩和ケア⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 | <ul style="list-style-type: none">▶ 特定健康診査・特定保健指導等の普及や実施率向上に向けた取組を推進▶ 救急現場から医療機関に、より迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築▶ 地域の実情に応じた医療提供体制構築▶ 多職種連携し医療、介護、福祉を提供する地域包括ケアシステム構築の推進▶ 急性期～回復期、維持期・生活期等の状態や疾患に応じて提供する等の推進▶ 科学的根拠に基づく正しい情報提供、患者が相談できる総合的な取組▶ 多職種連携・地域連携の下、適切な緩和ケアを治療の初期段階から推進▶ 手足の麻痺・失語症・てんかん・高次脳機能障害等の後遺症に対し支援体制整備▶ 患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、就労支援等の取組を推進▶ 小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行える体制を整備 |
|--|--|

3. 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発
 - ▶ 基礎研究から診断法・治療法等の開発に資する実用化に向けた研究までを産学連携や医工連携を図りつつ推進
 - ▶ 根拠に基づく政策立案のための研究の推進

循環器病対策の総合的かつ計画的な推進

- 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化、都道府県による計画の策定、基本計画の評価・見直し 等